

令和 7 年度西川町第 61 回全日本学生カヌースプリント選手権大会に伴う
合宿等誘致推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、山形県外のカヌースポーツ団体によるスポーツ合宿を支援することにより、本町のスポーツ活動を通じた交流人口の拡大及び地域活性化、更なるスポーツ活動の振興を図るため、県外のカヌースポーツ団体が町内の宿泊施設を利用して行う第 61 回全日本学生カヌースプリント選手権大会に伴うスポーツ合宿、練習及び交流試合又はその大会の参加に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、西川町補助金等の適正化に関する規則(昭和 40 年 10 月町規則第 2 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。以ってフェリシア月山カヌーセンターの利用促進も図るものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象者は、第 61 回全日本学生カヌースプリント選手権大会の参加資格を有する大学カヌー部の部員、監督、コーチ等同一チームを編成する者とする。

2 補助金の交付対象事業は、以下の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内の宿泊施設に連続 3 日以上宿泊すること。
- (2) 宿泊者数に宿泊数を乗じて得た数が 30 以上であること。
- (3) 本町から類似する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。

(補助金の額)

第 3 条 交付する補助金の額は、延べ宿泊者数に 1,000 円を乗じた額又は 20 万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 5 条に規定する補助金等交付申請書の提出について添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第 1 号)
- (2) 収支予算書(別記様式第 2 号)
- (3) 宿泊者名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 規則第 14 条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過する日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日とし、添付すべきは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書(別記様式第 1 号)
- (2) 収支決算書(別記様式第 2 号)

(3) 宿泊者名簿

(4) 宿泊に要した費用がわかる領収書等の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(支払い)

第6条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(帳簿の備付等)

第7条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。